

東日本大震災に伴う電力削減と大規模小売店舗立地法の運用について

平成23年4月19日
経済産業省商務情報政策局
商務流通グループ 流通政策課

大店立地法に基づく店舗の施設の配置や運営方法の変更については、各法運用主体による地域の特性や届出内容を踏まえた法運用が認められているところです。現在、東日本大震災により東北電力及び東京電力管内は深刻な電力供給不足となっています。つきましては今夏の電力不足に対応するため、下記のような運用がとることができることを知らせします。

1. 駐車場の利用者が見込めない時間帯の消灯と一時閉鎖について

店舗など建物内の駐車場については、利用者が少ない時間帯については、省エネ及び防犯の観点から不要となるフロアは消灯及び一時閉鎖しておくことができ、その場合の届出は不要とする。ただし、一時閉鎖をするにあたっては、周辺道路の渋滞を発生させることのないように閉鎖時間を考慮するものとする。一例えば、平面駐車場と屋上駐車場がある場合、来店客が比較的少ない平日午後4時までは照明点灯が不要な平面駐車場のみを利用し、午後4時以降は屋上駐車場も利用することで、平日昼間の電気のピークカットを行うことが考えられる。

2. 太陽光発電パネル設置工事に伴う駐車場の一部閉鎖について

既存店舗の屋上駐車場や敷地駐車場に、新たに大規模な太陽光発電パネル等の設備の設置を行うにあたっては、一時的に一部の駐車場が使用できなくなることから、事前に大店立地法に基づき変更届出と8ヶ月制限が必要となるところである。

しかし、本年の電力需要のピークの夏（7・8・9月）や冬（1・2月）に対応するため太陽光発電設備については、早急な設置が求められている。また、建築基準法施行令も、別紙のように太陽光発電設備の取扱いについて規制緩和がなされたところである。

そのため、駐車容量と駐車場利用実態を踏まえて大店立地法の運用を以下のようにすることとする。

一駐車容量に余裕がある客観的なデータの提出によって、来客者の多い平均的な休日のピークの時間帯においても満車となることが少ない店舗においては、法第6条4項ただし書きの軽微な変更として運用する。

一平均的な休日のピークの時間帯に満車になることが多い店舗においては、一部駐車場を閉鎖する期間に利用できる隔地駐車場を確保のうえ、立地法の変更届出をさせ、手続きを処理する。

(参考)

大型商業施設における大規模な太陽光発電パネルの早期設置は、本年の電力不足に対応するのみならず、将来発生する可能性のある大地震や津波などの災害時に、生活物資を供給する拠点として役割を果たすために、自家発電設備の1つとして重要なものである。

太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについては、建築基準法施行令の一部を改正する政令を平成23年3月25日に閣議決定し、太陽光発電設備を建築基準法が適用される工作物から除外する改正に関しては平成23年10月1日に施行することとなっている。本改正に係る細目については、平成23年3月25日に国土交通省から各都道府県建築行政主務部長に対し技術的助言の通知がなされている。

平成23年3月25日付け国土交通省報道発表資料

建築確認手続き等の運用改善（第二弾）及び規制改革等の要請への対応について

(抄)

2. 規制改革等の要請への対応の概要

<太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて>

○太陽光発電設備等の工作物に関する建築基準法の適用除外

電気事業法等他法令により十分な安全性が確保される場合に建築基準法が適用される工作物から除外する。

○土地に自立して設置する太陽光発電設備の取扱い

架台下を屋内的用途に供しないなど、建築物として取り扱わない要件を明確化し設置の円滑化を図る。

○建築物の屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備の高さの算定に係る取扱い

高さに算入しても建築基準関係規定に適合することとなる太陽光発電設備等の設置を円滑化する。

<省エネ・新エネ設備の導入促進のための容積率等の緩和>

○特定行政庁の許可による容積率緩和の対象となる新エネ、省エネ設備の明確化、屋外駐車場等に設ける太陽光パネルの対象化等を周知するとともに、手続きの円滑化を図る。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000234.html